

卒業の認定に関する方針

(卒業、称号の付与)

- ・ 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与します。
- ・ 教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を付与します。

(課程修了の認定)

- ・ 学則に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程の修了の認定を行います。

(成績評価)

- ・ 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行います。但し、出席数が、講義、演習科目については規定の授業時間の3分の2、実習科目については、規定の実習時間の5分の4に達しない者は、評価を受けることができません。
- ・ 成績の評価は、学則第35条に基づく諸規則により、シラバスにある各科目の到達目標の到達度を「優（100～80点）」、「良（79～70点）」、「可（69～60点）」、「不可（59点以下）」をもって表し、優、良、可を合格とし不可を不合格とします。

(補足)

- ・ 「成績評価の方法」はシラバスに、「成績評価の基準・卒業認定の基準」は学則第35条に基づいて定められた諸規則「7. 成績」及び「8. (1)進級及び卒業」(便覧P14)にあらかじめ設定しています。
- ・ 「成績評価の方法」と「成績評価の基準・卒業認定の基準」は、1年次においては入学前オリエンテーション時に、2年次においては始業前オリエンテーション時に学生便覧・授業概要を使用し説明しています。

【ディプロマポリシー】

介護に関する知識と技術を習得することに加えて、介護される方への理解を深め、本人の自主性を尊重し、生きがいを見出せるような関係を作り出す、あたたかい心を持った「介護のスペシャリスト」になります。